

○議長（茅沼隆文）

日程第5 議案第23号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）の一部が平成28年12月27日に改正され、同条例が適用される区域として許認可事務の権限移譲を受けている当町においても、同条例の規定に整合して手数料を改正する必要があることから、開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第23号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月16日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

開成町手数料徴収条例（平成12年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後になります。

では、第2条第10号屋外広告物許可申請手数料の改正する内容でございます。

ア、貼り紙につきましては、その表記を平仮名から漢字とすること。また、金額につきましては、改正前、100枚につき500円を50枚につき500円とするものでございます。

次の貼り札につきましては、すみませんが、2ページをご覧ください。改正前で、下のほうにございますが、電柱などと一緒の項目に含まれていたものを貼り札の単独の項目として新設いたします。1ページのほうにお戻りください。

金額につきましては、先程の改正前、ウのところにございましたが、1枚につき500円を1枚につき300円とするものでございます。

次のウ、建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するものについては、新設で
ございます。2 ページをご覧ください。

(ア) 照明装置のないものにつきましては、金額を1 張につき1, 500 円、広告
等の費用時面積が5 平方メートルを超えるときは、1, 500 円にその超える5 平方
メートルまたはその端数ごとに1, 500 円を加算した額とするものでございます。

次の(イ) 照明装置のあるものにつきましては、金額を1 張につき2, 400 円、
広告等の表示面積が5 平方メートル超えるときは、2, 400 円にその超える5 平方
メートルまたはその端数ごとに2, 400 円を加算した額というところでございます。

次にエ、電柱または街頭柱を利用するものにつきましては、先程の貼り紙を単
独の項目としたこと、また金額を改正前1 枚につき50 円を1 枚につき300 円とする
ものでございます。

次にオ、電車、自動車等の外面を利用するものにつきましては、金額を改正前1 台
につき500 円を1 台につき800 円とするものでございます。

次に、カ、キ、クにつきましては、新設いたしますイ及びウによるずれの変更とな
っております。

次にケ、立て看板でございます。金額を改正前、1 基につき100 円を、1 基につ
き300 円とするものでございます。

次に、コ、のぼり旗につきましては、金額を改正前1 本につき100 円を1 本につ
き300 円とするものでございます。

次に、サ、広告幕でございます。改正前につきましては、1 張200 円のもの
を細分化した新設ということでございます。

では最初に(ア) 表示面が固定されていないものにつきましては、金額を1 張につ
き300 円とするものでございます。次に(イ) 表示面が固定されているものにつ
きましては、さらにa とb ということで分かれます。a、照明装置のないものにつ
きましては、金額を1 基につき1, 500 円、広告等の表示面積が5 平方メートルを
超えるときは1, 500 円にその超える5 平方メートルまたはその端数ごとに1, 500
円を加算した額とするものでございます。

次に、b、照明装置のあるものにつきましては、金額を1 基につき2, 400 円、
広告等の表示面積が5 平方メートルを超えるときは2, 400 円に、その超える5 平
方メートルまたはその端数ごとに2, 400 円を加算した額とするものでござい
ます。

次のシ、標識柱を利用するものにつきましては、金額を改正前1 枚につき50 円を
1 枚につき300 円とするものでございます。

最後に、附則の関係でございます。

附則。施行期日。1、この条例は、平成29 年10 月1 日から施行する。

経過措置。2、改正後の開成町手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後
受理する申請から適用し、同日前までに受理したものについては、なお従前の例によ
る。

平成29年10月1日につきましては、県条例の施行日でございます。よって、県条例の施行を図り、同日から申請を受付したのから適用するということでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑はありませんか。
（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第23号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて。原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。